

あぐりタイムズ 5月号

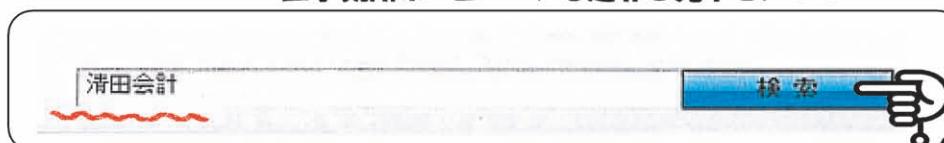
今月号の掲載内容

- ♪ 法人の設立 1P~
- ♪ 平成21年度税制改正 5P~
- ♪ 今月のトピック「増販増客シリーズ 第八弾」 7P~
- ♪ お客様からのお言葉欄、無料セミナーご案内 9P
- ♪ 職員紹介「若手社員とその上司」 10P



「清田会計グループは電子申告を推進しています」

当事務所ホームページも是非ご覧下さい！！



アドレスは <http://www.zeirisi.co.jp/> です。

「清田会計」と入力して
ココをクリック！

皆様のご意見ご感想をお待ちしております。m(_ _)m



税金と資産運用のプロとして清田会計グループはお客様満足度NO1を目指します！

→今月の「無料セミナー」のご案内は9Pです！

法人の設立



Q

私は農業と不動産賃貸業を営んでいます。個人事業者が法人を設立して税金が軽減されたという話を聞きました。法人化することでどのような節税効果が得られるのか教えてください。

A

個人事業者が法人を設立すると、所得税や将来の相続税を軽減することもできますし、経営上のメリットもあります。

1 法人設立のメリットとデメリット



(1) 事業所得の税金の軽減

個人で農業や不動産賃貸業などの事業を経営している場合には、その事業による所得は個人事業主に集中してしまいます。その結果、超過累進税率（所得が多くなるにつれて税率が高くなる方式）を採用している我が国では、事業主が多額の税金を支払わなければならなくなります。

したがって、経営規模が大きくなり所得が大きくなればなるほど、それに伴って税負担も重くなることになります。法人を設立すれば、事業主に集中していた所得を分散することも可能となりますし、以下のような節税メリットがあります。

- ① 法人役員・従業員に対して報酬・給与の支払いができます。
受け取った報酬・給与については、給与所得控除が適用されます。
- ② 役員や従業員に支払う退職金を損金算入できます。



(2) 相続税の軽減

事業を相続する場合、法人化していると以下のようなメリットがあります。

- ① 所得を給与の支払いという形で家族に分配することができるので、贈与税を負担することなく資産の分散をすることができます。
- ② 分配された報酬・給与により、相続人は将来予想される相続税の納税資金を確保することができます。
- ③ 出資持分の配分により、事業の承継をスムーズに行うことができます。

(3) 経営上のメリット

法人を設立した場合の経営上のメリットとしては以下のものがあります。

- ① 法人の場合、個人経営と比較して経理をより明確にしなければなりません。そのため社会的信用が増し従業員の採用がしやすくなる、借入れの手段が増えるなど有利な点があります。
- ② 出資者の責任が有限であり、仮に事業に失敗したとしてもその出資の範囲内の損失ですみます。ただし、個人保証をした場合には別です。
- ③ 個人の生活費と事業の経理を明確に分けることができます。
- ④ 家族従業員に対して報酬・給与が支払われる所以、事業に対する意欲が向上します。



(4) 法人設立の注意点

法人を設立した場合、次のようなデメリットが生じる場合があります。

- ① 事業規模が小さいと税負担が増加する。(個人の場合には所得がなければ税金はゼロになりますが、法人の場合には所得がなくても住民税が最低7万円課税されます。)
- ② 経理・申告事務が繁雑なため、税理士等への依頼が必要となり経費負担が多くなる。

(5) その他のポイント

メリット	デメリット
・事業と家計を分離することができる	・新たに法人設立費用（登録免許税）等がかかる
・社会的な信用が増す	・赤字の場合でも住民税の納付義務がある
・経営者自らに経費として給与を支払うことができる	・社会保険料の負担がある
・累進課税制度から2段階課税になる	・交際費のうち一定額が損金にならない
・事業主の生命保険が損金算入できる	
・欠損金の繰越が3年から7年になる	



2 税制改正による影響

平成21年度税制改正により、法人税が以下ようになります。

(1) 法人税率の一定期間引き下げ

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が18%（現行22%）に引き下げられます。

【税率表】

区分		税率
普通法人及び 人格のない社団等	資本金1億円以下 (中小法人)	年800万円以下の部分 22%※
		年800万円超の部分 30%
	資本金1億円超(大法人)	30%
公益法人等、協同組合等、特定医療法人		22%※

*ただし、平成21年4月1日から平成23年3月31日までに終了する各事業年度については18%

(注1) 中小法人等とは、次の法人をいいます。

- ① 普通法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの
- ② 公益法人等
- ③ 協同組合等
- ④ 人格のない社団等

なお、税率の引き下げは法人税だけですが、法人住民税（法人税割）は法人税を基に計算されるため、法人税が下がれば、法人住民税も連動して減少することになります。

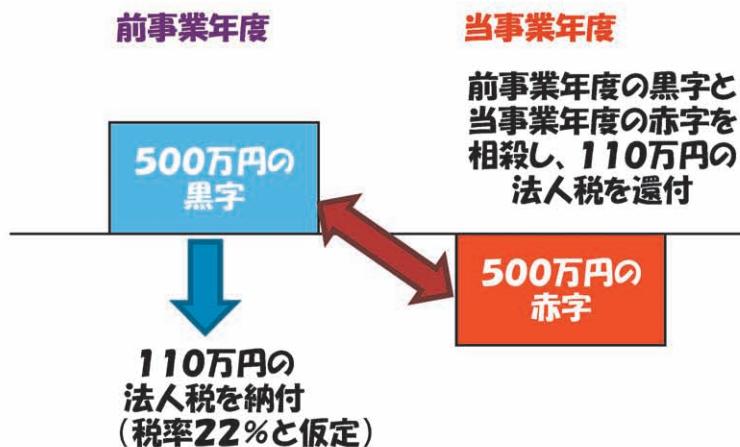


(2) 欠損金の繰戻し還付の復活

中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度が復活します。こちらは(1)とは違い恒久的なものとなります。

繰戻し還付とは、前事業年度は黒字だったが経営が悪化し、当事業年度は赤字となった場合、前事業年度に納付した法人税の還付を受けることができる制度です。

(注) 中小法人等の範囲は、上記(1)と同様。





3 法人設立の節税額の概算例

事業主の太郎さん、配偶者の花子さん、長男の一郎さんの場合（単位は万円）

現在の納税額

		太郎さん	花子さん	一郎さん
収入	農業	1,166	0	0
	不動産	5,845	0	0
	給与	0	360	0
	その他	394	0	0
	収入計	7,405	360	0
経費	農業	645	0	0
	不動産	3,077	0	0
	その他控除	907	164	0
	経費控除等計	4,629	164	0
	課税される所得	2,776	196	0
税額	法人税	0	0	0
	所得税	830	9	0
	住民税	277	19	0
	事業税	119	0	0
	消費税	40	0	0
税金合計		1,266	28	0

個人事業の場合の納税額：1,294万円

法人を設立した場合の納税額

太郎さん	花子さん	一郎さん	法人
1,166	0	0	
4,968	0	0	5,845
	420	400	0
394	0	0	0
6,528	420	400	5,845
645	0	0	
2,788	0	0	289
779	176	172	5,581
4,212	176	172	5,870
2,316	244	228	-25
0	0	0	0
646	14	13	0
231	24	22	7
94	0	0	0
36	0	0	0
1,007	38	35	7

法人を設立した場合の納税額：1,087万円

1年間における節税額：207万円

法人設立のメリット・デメリットを考慮して法人化を検討し、節税・経営に役立ててみてはいかがでしょうか。上記のようなシミュレーションをお客様の状況やご要望にそって行います。どうぞ、お気軽にご相談ください。



平成21年度 税制改正



Q 今年もいくつか税制改正があると聞きました。今年の改正のポイントを教えてください。

A 昨年末に平成21年度税制改正大綱が公表されました。今年の改正では、事業承継税制、中小企業税制、住宅税制、土地税制などの見直しが行われました。以下、これらの項目を詳しく解説します。

<解説>

1. 事業承継税制～相続税等の納税猶予制度の創設等～

(1) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度等の創設

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」の認定を受けた中小企業の後継者が、自社株等を相続等によって取得し、その会社を経営していく場合には、その中小企業の発行済株式等の3分の2を上限として、株式等に係る相続税額の80%相当額が当該後継者の死亡等の日まで納税猶予されます。

(2) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設

後継者が、先代経営者から経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業の株式等を生前贈与された場合には、一定の条件の下でその贈与に係る贈与税の全額を納税猶予する制度が新設されます。

(3) 農地等に係る相続税の納税猶予制度等の見直し

農地については、農業後継人が営農を継続することを条件として、農地の評価額と農業投資価格との差額に対応する部分の相続税額の納税猶予が認められていますが、貸し付けた場合も適用対象にするなどの改正が行われます。

① 市街化区域外の農地

- イ 農業経営基盤強化促進法の規定に基づいて貸し付けられた農地が適用対象とされます。
- ロ 納税猶予された相続税は、現行20年間営農を継続すれば免除されることになっていますが、この措置が廃止されます。
- ハ 猶予期間中に身体障害等のやむを得ない理由によって営農継続が困難になった場合には、農地の貸付け（営農の廃止）をしても納税猶予の継続が認められます。
- ニ 災害や疾病等によって一時的に営農ができなくなった場合にも、営農を継続しているものとみなす取扱いが明文化されます。

- ホ 納税猶予の適用を受けている者が農地を譲渡した場合に猶予税額とともに納付しなければならない利子税については、税率を年 3.6%（特例による日銀の基準割引率 0.5% 場合 2.2%（現行特例で年 4.0%））に引き下げられます。
 - ヘ 納税猶予の適用を受けている農用地区域内の農地を、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき譲渡した場合に、譲渡面積が総面積の 20%を超えても納税猶予の取消しは行われず、譲渡した部分に対応する猶予税額を利子税とともに納付することとされます。
- ② 市街化区域内の農地
- 上記①のハからホまでの改正が行われます。
- ③ その他
- 納税猶予の取消事由である「耕作の放棄」について要件の見直しが行われるほか、贈与税の納税猶予等についても相続税の納税猶予と整合性をとるための見直しが行われます。

2. 中小企業税制～法人税の軽減税率の引下げ、欠損金の繰戻し還付等～

中小企業関連税制では、軽減税率が 2 年間の時限措置で 18%に引き下げられるほか、欠損金の繰戻し還付の適用が復活します。



3. 住宅税制～住宅ローン控除の大幅拡充等～

（1）住宅ローン控除

住宅ローン控除制度は、平成 21 年度改正で適用期限が 5 年延長されるとともに、平成 21 年から平成 25 年までの間に居住の用に供した場合の控除期間、借入金等の年末残高の限度額および控除率が大幅に拡充されます。

（2）長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設

その年分の合計所得金額が 3,000 万円以下の居住者が、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定を受けた長期優良住宅の新築等を行い、その新築等の日から 6 か月以内に居住の用に供した場合には、標準的な性能強化費用相当額（1,000 万円限度）の 10%相当額を、その年分の所得税額から控除する制度が、住宅ローン控除との選択適用として創設されます。

4. 土地税制～長期譲渡所得の 1,000 万円特別控除の創設等～

土地税制では、平成 21 年及び 22 年中に取得した土地等については、5 年間保有後に譲渡した場合には譲渡益から 1,000 万円を控除する制度と、譲渡益に係る課税の繰延べの制度が創設されます。

そのほかの改正としては、配当所得および株式譲渡益等に対する優遇税制の適用期限が平成 23 年 12 月 31 日まで 3 年延長され、自動車グリーン税制が延長および拡充されるほか、電子申告の場合の税額控除の延長などの納税環境の整備や政策税制の改正等が行われます。



今月のトピック 「増販増客シリーズ 第八弾」

今月はここに注目！「住宅間連業：ハガキの継続発信で売上増の巻」

目標1億円達成のリフォーム会社



★「待ち」から「攻め」へ

近年リフォーム業界では、悪質な詐欺まがいの営業がニュースとなり良心的なリフォーム会社までその影響を受け逆風が吹いています。新聞への折込チラシの効果はほとんど“ゼロ”に近く、訪問してもお客様は全く対応してくれません。そんな中、ゼネコンの下請けが主体であるとび土工工事業からリフォーム会社業を立ち上げ成功し、そして2年目にはたった1人の営業で年間1億4,000万円売り上げたリフォーム会社があります。いったいどのような方法でこれだけの売上を上げたのでしょうか。

…膨大にチラシをまく？とにかく低価格で工事を請け負う？…いえ、違います。これからその具体的な方法をご紹介します。

★売上は会う頻度に比例する

売上を上げる最も簡単で当たり前の方法は、お客様との信頼関係をつくることです。それはお客様とのコミュニケーションの頻度を上げることです。

分かりきっていることだけれど、なかなか出来るものではありません。最も有効なコミュニケーションの方法として「会う」「会って話をする」という方法があります。しかし、普通はお互いが忙しく、そう頻繁に会って会話をかわすことが出来ません。

次の方法として、「電話」があります。頻繁に会えないのあるならば、電話で話をするという方法がありますが、これもまた、そう電話をしたからといって話のネタがあるわけではありません。そこで登場するのが「手紙を書く」ということです。3番目の信頼を上げるためのツールとして、手紙は大変重要な方法です。手紙というと、ついかしこまって長い文章を一生懸命考えなければならないように思われがちですが、ここはハガキで充分です。さらっと2~3行書くだけでいいのです。

★身内マーケティングでストレスのない展開

信頼を得るのに早い対象として「身内」がいます。身内はすでに信頼の基盤が出来ていますから短時間で、しかもスムーズに信頼を得ることが出来ます。ハガキを出すのにも抵抗が少ないのでです。

いつ、どのようなハガキを出すのかは、次の通りです。

●季節の挨拶

このハガキは、季節の変わり目ごとにに出している挨拶状です。

●手書きの絵ハガキ

不定期に出す絵ハガキにプラスして、定期的に出す仕組みにしました。初めて会った時(名刺交換や、仕事の案件を頂いた時)、1ヶ月、3ヶ月後、6ヶ月後と定期的に出す絵ハガキです。このハガキは出すハガキによりフォーマットを決めているため、事前に準備ができ、忘れることはありません。

●感謝とお礼のメッセージ

仕事の問い合わせを頂いたり、ちょっとした電話でのやり取り、訪問した後などに出すハガキです。月毎にデザインを変え、マンネリ化しないパターンになっています。

★大切なのは継続すること

ハガキに限ったことではないのですが、成功の鍵は「継続」することです。特に、今回のハガキマーケティングは提供する商品を直接PRするものではないので、継続する力が必要になります。継続することにより冒頭でお話した信頼を得るための方法としては大変有効なツールになります。

皆さんもぜひ、ご自分の業種にあてはめて「ハガキマーケティング」を実践して下さい。

★年間5回のハガキ送付のタイミング

1.春のご挨拶

3月中旬から4月前半にかけて出します。暖かくなってきて、気持ちも軽やかになってくることをお互いに楽しむような文面にします。

2.梅雨のお見舞い

6月頃、梅雨の間に出します。じめじめしていて嫌な季節ですが、もうすぐ夏です。元気になるような文面で出します。

3.残暑見舞い

8月中旬(お盆過ぎ)から8月後半にかけて出します。
まだまだ暑い日が続くことに対する、いたわりの文章で出します。

4.メリークリスマス&ニューイヤーハガキ

12月20日～クリスマスイブ前日までに出します。このハガキが季節の挨拶の中で一番効果が高いのです。日本ではまだ定着していない分、一番インパクトがあり、喜んでもらえるのです。

5.寒中見舞い

1月中旬から2月前半にかけて出します。「メリークリスマス&ハッピーニューイヤー」ハガキを出したあとに出します。
(「ハガキだけでできた、儲かる仕組みの作り方(河口氏著)」より抜粋)



【増販増客実例集 ver4. 事例:MP I US 有限公司 代表取締役 河口 雅人】

《お客様からのお言葉欄》

「確定申告を終えて」

♪ 確定申告の折には種々お世話になり、また何かとご配慮下さいまして誠にありがとうございます。お世話になって早や3年が経過致しました。担当の方もすっかり馴れ、私共の良きアドバイザーで何事にも親切に対応して下さいます。良い方に恵まれまして、月に一回お越し下さるのを楽しみにしております。清田会計様の更なる発展と職員ご一同様のご健勝をご祈念申し上げます。

K様より

「相続の申告を終えて」

♪ 大変親切にしていただき、とても感謝しております。確定申告やその他について分からぬこともありますので、今後とも末長くお付き合いできたらと思います。

I様より



納税スケジュール

<4・5月>



税目	期間	納期限
固定資産税	第1期分	4/30(木)
自動車税		6/1(月)
軽自動車税		6/1(月) (*)

*横浜市、川崎市(地域によって異なります)

当事務所では、毎月第2、第3木曜日に顧問弁護士、顧問司法書士による「無料相談会」を実施しています。ぜひお気軽にご相談下さい！

- ・相続の対策をはじめたいが、何をしてよいかわからない
- ・相続の際に親族間で争いにならないか心配だ
- ・アパートのオーナーであるが、立ち退き問題等で困っている
- ・家賃を滞納されて困っている

など、お悩みの方は、是非当相談会にお越しください。

《4月の日程》

- ・顧問弁護士へのご相談は…4月16日(木)午前10時～12時まで
- ・顧問司法書士へのご相談は…4月23日(木)午前10時～12時まで

無料セミナーのご案内です

4月14日(火) 17:00-18:30

(内容) 今後はどうなる?税制改正、増販増客実例 等

5月12日(火) 17:00-18:30

(内容) 税務署はどこを見てる?!法人税申告書、増販増客実例 等

(内容) につきましては変更になる可能性がございます。)



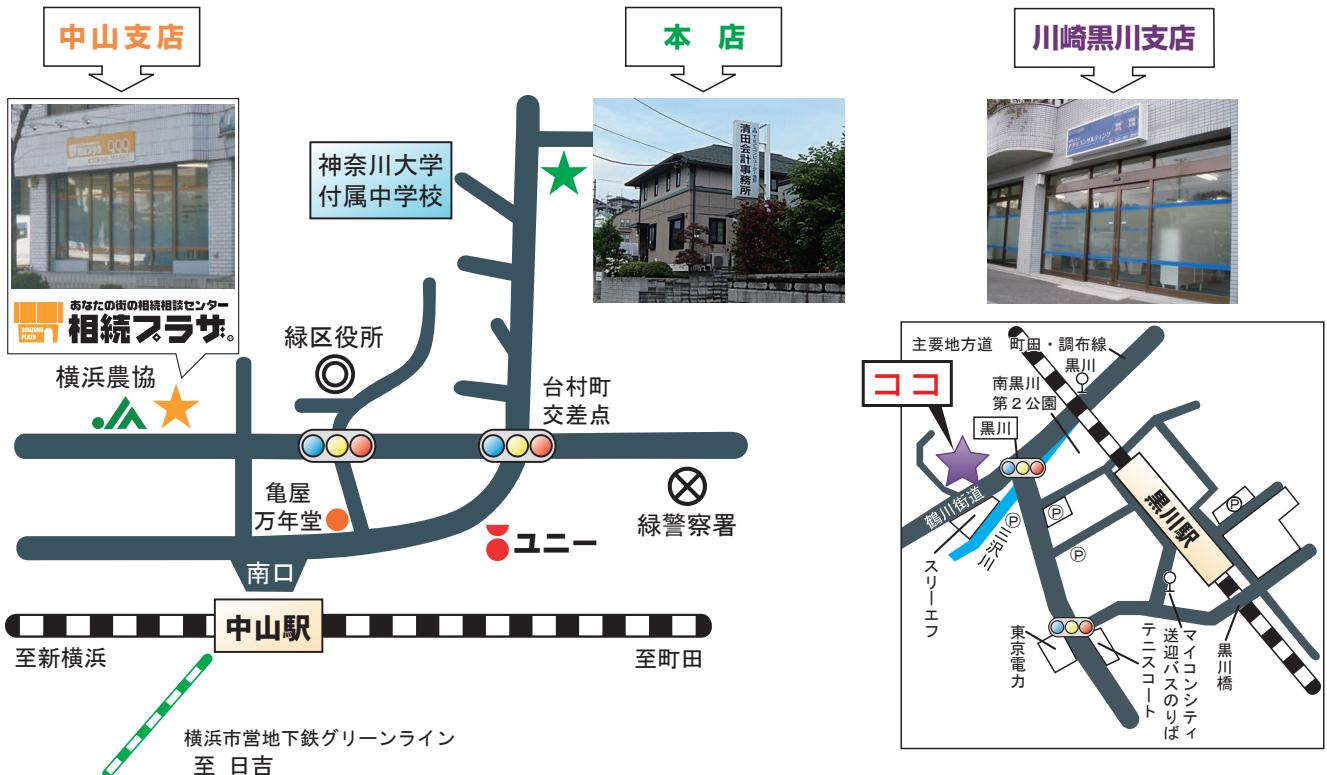
場所: 当事務所本店 研修室 講師: 清田 幸弘(代表税理士) 他

★申込方法★ お電話もしくは別紙申込用紙にご記入の上、FAXにてご連絡ください。

→次回のセミナーは追ってご連絡いたします。詳細はHPに随時更新いたします。

TEL 045-929-1527 FAX 045-929-1528

担当: 拡大委員会



最寄り駅 本 店 :	JR横浜線、地下鉄グリーンライン 中山駅	徒歩12分
中山支店 : (相続プラザ)		徒歩5分
川崎黒川支店 : 小田急多摩線 黒川駅 京王線 若葉台駅		徒歩5分 徒歩10分

〈発行〉清田会計グループ 広報委員会

税理士法人 アグリコンサルティング

株式会社 清田会計事務所

株式会社 ジョブセンター横浜

はまっこ増販センター

清田幸弘行政書士事務所

本 店 〒226-0014 横浜市緑区台村町 644 番地

TEL 045-929-1527 FAX 045-929-1528

中山支店 〒226-0011 横浜市緑区中山町 83 番地
(相続プラザ横浜緑店) TEL 045-350-5605 FAX 045-350-5606

川崎黒川支店 〒215-0035 川崎市麻生区黒川 24 番地
TEL 044-281-3003 FAX 044-281-3004

URL

<http://www.zeirisi.co.jp>

E-mail

seita-yukihiro@tkcnf.or.jp